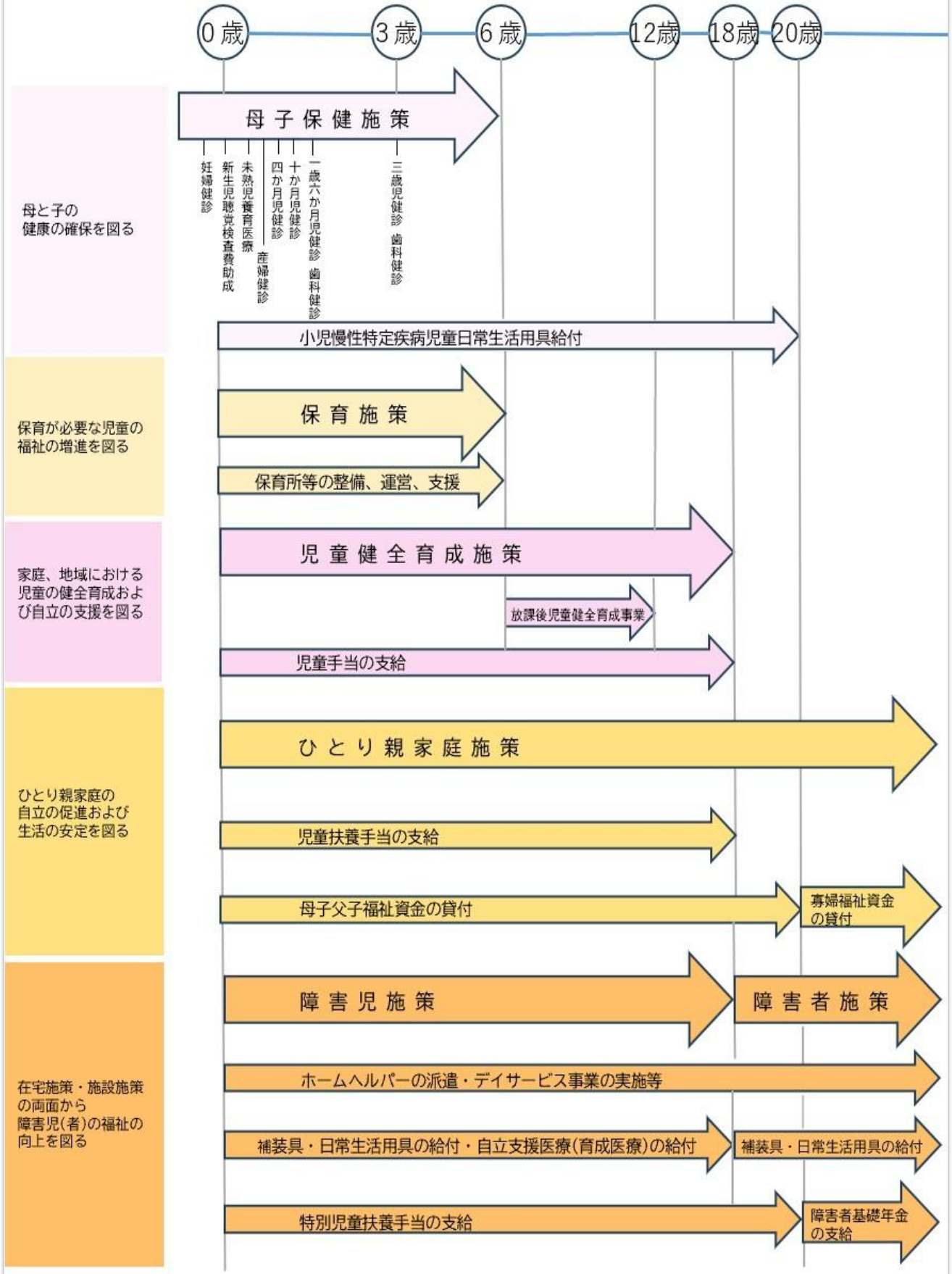
年齢別児童家庭福祉施策の一覧（大牟田市の場合）



1　母子の健康と生活、仕事などを支える制度

◇妊娠・出産をささえるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	住民税非課税世帯に属する又は生活保護を受給している妊婦に対し、初回産科受診に要した費用に対し、１回の妊娠につき１回限り、１万円を上限に助成します。※但し、受診の結果、妊娠が認められなかった場合や保険診療になった場合は、助成の対象外となります。	大牟田市 子ども家庭課 41-2661 41-2260
妊娠届 （母子健康手帳交付）	【日時】原則、毎月第1、3金曜日（祝日は除く）受付時間13時～14時まで（完全予約制） 【場所】保健センター「らふる」3階 【持ってくるもの】医療機関交付の「妊娠届出書」、妊婦のマイナンバーと身元が確認できるもの 【内容】①母子健康手帳、妊婦健康診査受診券（大牟田市に住民票がある方のみ）の交付 ②新生児聴覚検査費受診券、産婦健康診査受診券の交付 ③助産師、保健師、看護師、管理栄養士等による個人相談等 （妊娠・出産・育児に関すること、食事の摂り方やアレルギーに関すること等） ④妊婦歯科健診（歯科医師による健診、歯科衛生士による歯みがき指導等） ※指定日に都合が悪いときや妊婦の代理の方がおいでになるときは事前にご連絡ください。（代理人のマイナンバー、身元確認ができるもの、委任状が必要）	
妊婦健康診査	母子健康手帳の交付の際に、14回分の『受診券』と子宮頸がん検査分をお渡しします。『受診券』を使って妊婦健診を受けると、対象となる検査項目については、公費で負担します。対象外の項目は自己負担となります。 『受診券』は福岡県、熊本県、佐賀県、大分県の医療機関と福岡県助産師会に入会している助産院（所）で使用できます。上記以外で受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を行います。申請には未使用の『受診券』が必要です。 ※多胎妊娠の場合は、申請により基準額を上限として5回まで、健診費用の助成を行います。（1回につき、上限5,100円）	
産婦健康診査	母子健康手帳の交付の際に、2回分の『受診券』をお渡しします。出産後2週間、1か月の産婦の健診費用の助成を行います。	
妊婦のための支援給付 （1回目）	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行います。妊娠届出時、保健師等が全ての妊婦と面談を行います。面談を受けた妊婦へ一人あたり5万円を支給します。	
産前産後の国民年金保険料の免除	国民年金第1号被保険者が出産された際、申請により産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。免除された期間も、保険料を納付したものとして受給額に反映されます。 ※出産日が平成31年2月1日以降の方が対象。免除期間は、出産予定日が属する月の前月から4か月間。多胎妊娠（双子等）の場合は期間が異なるためお問い合わせください。 ※マイナポータルからの電子申請もできます。	大牟田市保険年金課41-2607 大牟田年金事務所 52-5294 （代表）

産前産後の国民健康保険税の軽減	出産する国民健康保険被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税が軽減されます。※出産日が令和5年11月1日以降の方が対象 軽減対象期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間。多胎妊娠（双子等）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間です。出産予定日の6か月前から届出ができます。	大牟田市保険年金課 41-2606
出産育児一時金	国民健康保険や社会保険等加入者が出産したとき、出産育児一時金50万円（産科医療補償制度未加入の医療機関等で出産のときは48万8千円）が支給されます。なお、妊娠12週（85日）以上の流産・死産も対象となります。 ＜出産育児一時金の直接支払制度＞ 国民健康保険または社会保険等から医療機関等へ直接出産育児一時金が支払われるため、医療機関等に支払う出産費用は、出産育児一時金の額を超える分だけになります。出産費用が出産育児一時金より少ない場合は、申請によりその差額が被保険者等（国保の場合は当該世帯主）に支給されます。	国保加入者は大牟田市保険年金課 41-2606 社会保険加入者は勤務先

◇子育てを支えるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
妊婦のための支援給付(2回目)	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行います。出生の届出後に助産師等の訪問を受けた方へ、生まれた子ども一人あたり5万円を支給します。(死産・流産した場合は、妊娠した子ども一人あたり5万円を支給)	大牟田市 子ども家庭課 41-2661
子ども医療費助成	子どもが病院などにかかった場合、自己負担分の一部について助成を行います。入院中の食事代や健康保険対象外の費用は助成の対象になりません。　＜自己負担額＞ 児童の年齢 / 入院 / 通院 0歳以上就学前 / 無料 / 無料 小学生、中学生 / 無料 / 1か月 500円 ※　いずれもひとつの医療機関ごと、1か月ごとの金額です。	
児童手当	高校生年代までの児童を養育している父母等に手当を支給します。 児童の年齢 / 児童手当月額(一人当たり月額) 3歳未満 / 15,000円(第3子以降は30,000円) 3歳以上18歳年度末 / 10,000円(第3子以降は30,000円) ※　「第3子以降」とは、大学生年代までの養育している児童のうち3番目以降をいいます。	
育児期間の国民年金保険料の免除	子（実子・養子）を養育する国民年金第1号被保険者（父母・養父母）は、申請により、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料が免除されます。保険料を免除された期間も、保険料を納付したものとして受給額に反映されます。 ※対象期間は、令和8年10月1日以降、1歳になる誕生月の前月まで。 ※マイナポータルからの電子申請もできます。	大牟田市 保険年金課 41－2607 大牟田年金事務所 52-5294(代表)

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
母子生活支援施設	ＤＶ被害等を理由として保護を必要とされる母子を入所させ、その後の自立にむけた生活支援を行います。	大牟田市 子ども家庭課 41-2661
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせます。	
養育費の取り決めに関する支援事業	養育費の取り決めに係る公正証書等を作成した場合、作成にかかった費用の一部を助成します。 また、養育費の受取りについて、養育費の未払いが発生した場合に、第三者が立替、督促することを内容とした養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人の費用負担の一部を助成します。	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行っています。	
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が就職につながる能力の開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業です。対象講座が決まっていますので、受講前に子ども家庭課に相談してください。	
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母又は父またはその子が高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし、対策講座を受講する場合、受講費の一部を助成する事業です。対象者、対象講座に条件がありますので、受講前に子ども家庭課に相談してください。	
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父の就職に有利な資格を取得するため６か月以上の養成機関において就業する場合に経済的給付を行い資格取得と就職を支援する事業です。 ＜対象資格＞　・看護師（准看護師を含む）・介護福祉士・保育士 ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・その他市長が認めるもの	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	高等職業訓練促進給付金（上記）を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母または父に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行います。 養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、福岡県内で5年間従事した場合には返還が免除されます。	福岡県社会福祉協議会 092-584-3377
保育所・ 認定こども園	保護者の労働等の理由により家庭での保育が難しい児童について、保育所や認定こども園において保育を実施します。	大牟田市 子ども育成課 41-2248
一時預かり事業	保護者の病気や仕事等の理由により、一時的に保育が必要な場合、保育所を利用できます。事前の登録が必要です。	
養護児教育・保育等事業	心身に障がいを有する等の理由により支援を必要とする児童が、一般の児童とともに身近な地域で教育・保育が受けられる環境をつくるため、私立の保育所・認定こども園・幼稚園及び学童保育所（クラブ）に補助金を交付します。	
つどいの広場事業	おおむね３歳以下の子どもとその保護者の交流・集いの場を提供します。子育てに関する相談、情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施しています。	つどいの広場 52-5656

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
子育て短期支援事業	保護者の病気や仕事等の事由により、一時的に家庭で子どもを養育できない場合に、児童福祉施設等で短期間子どもを預かります。事前の登録が必要です。	大牟田市 子ども育成課 85-6102
病児・病後児保育事業	子どもが病気のために保育所等に預けられず、保護者が仕事などの都合により家庭で保育ができない場合に、一時的に施設で預かります。事前の登録が必要です。福岡県内にお住まいの方は、無料で利用できます。	
ファミリー･サポート･センター事業	地域において、育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、子どもの預かりや保育所等への送迎などの相互援助活動を行います。 ○利用会員　大牟田市在住又は勤務の人で、おおむね生後 3 か月から小学 6 年生までの子どもがいる人 ○協力会員　健康で子育てに意欲があり、自宅等で子どもを預かることができる人、保育施設などへ子どもの送迎ができる人 ○利用料金（利用料は、直接利用会員が協力会員へ支払います。） 月～土曜日（午前 7 時～午後 7 時）1 時間あたり 200 円 上記時間外と日曜日、祝日、年末年始 1 時間あたり 400 円	おおむた ファミリー・ サポート・ センター 55-3660 （えるる内）
おおむたキャロットサービス事業	地域において、ちょっとした困りごとのお手伝いをお願いしたい人（利用会員）とお手伝いしていただける人（協力会員）が行う相互援助活動を通して、様々な事情により産前産後の支援を受けるのが困難な母親に対し、家事支援等を行う事業です。 ○利用会員　大牟田市在住の妊娠中から生後 4 ヶ月までの子どもがいる人 ○協力会員　大牟田市在住で地域福祉活動に理解と熱意を持って活動できる人 ○利用日　月曜日から日曜日　原則として午前 9 時から午後 6 時 ○利用料金　月曜日から金曜日（祝日を除く）午前 9 時から午後 6 時･･･1 時間 600 円　土･日･祝日及び上記時間外･･･1 時間 800 円 （利用料は直接利用会員が協力会員へ支払います） ○活動内容　家事支援、おむつ交換・授乳･沐浴などの手伝い	大牟田市社会福祉協議会 32-9033
放課後児童健全育成事業 （学童保育所、学童クラブ）	昼間労働のため保護者が家庭にいない児童等に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成及び仕事と家庭の両立支援を行います。 ＜対象児童＞市内の小学校に通う児童または市内に住所があり、市外の小学校に通う児童	大牟田市 子ども育成課 85-6102 および各学童保育所(クラブ)
発達障害児者家族等支援事業「りりあん」	発達が気になる、または発達障害のある子どもとその保護者等が気軽に集い、交流し、お互いの悩みの相談や情報交換を行える集まりです。参加中は、スタッフがお子さんをお預かりしますので、安心してお話ができます。また、子育てに関する相談指導等が出来るスタッフが常駐しますので、ご相談も受け付けます。	ともだちのいえ (相談支援事業者) 32-9728 (FAX:32-9499)

◇子どもに関する相談窓口

こども 家庭センター	妊娠・出産・子育てに関する相談に、保健師、助産師、歯科衛生士、管理栄養士等の専門職が対応します。　（母子保健機能）	大牟田市 子ども家庭課 41-2260
	子どもや子育てに関する相談全般に対応します。児童虐待に関する市の通告先でもあります。　（児童福祉機能）	大牟田市 子ども家庭課 41-2684
こども家庭支援センター	不登校や不登校傾向にある子どもと家庭、性格・行動（発達障害が疑われる）等が気になる子どもや家庭の相談に対応します。 学校からの相談にも対応します。相談は無料です。	こども家庭支援センター あまぎやま 58-6636
児童相談所	子どもや子育てに関するあらゆる相談に対応します。児童虐待に関する通告先でもあります。	福岡県大牟田児童相談所 54-2344

◇母子を医療面から支えるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
未熟児養育医療	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。満１歳未満の未熟児が対象になります。	大牟田市 子ども家庭課 41-2661
自立支援医療 （育成医療）	手術や治療で障害の治療改善が可能な18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行います。世帯の所得に応じて自己負担があります。	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児に日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。 給付が必要になった場合は、事前にご相談ください。	
不育症検査費・治療費補助事業	不育症に悩む方の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外(全額自己負担)で県が助成の対象としている、不育症の検査費用及び治療費用の一部が助成されます。	南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課健康増進係 0944-72-2185
小児慢性特定疾病医療費助成	子どもの慢性疾患について、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。指定医療機関での治療に限られ、世帯の所得に応じて自己負担があります。 対象者は18歳未満の児童、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象になっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となります。	南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課疾病対策係 0944-69-5405
福岡県不妊に悩む方への先進医療支援事業	不妊治療における経済的負担を軽減するため、保険適用となった特定不妊治療と併用して全額自己負担で実施される「先進医療」に要した費用の一部が助成されます。 ※申請、相談窓口は、麻生教育サービス（株）先進医療支援係	先進医療支援専用窓口 092-472-5750

◇母子の健康を支えるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
育児支援事業	＜パパ・ママ育児専科＞ 妊婦とその家族が対象。「妊婦体験用腹部モデル」を使った妊婦体験、赤ちゃんのお世話体験、歯みがきの指導や参加者の交流などを行います。 ＜マタニティ＆ママのほっとスペース＞ 生後５か月未満の乳児と保護者、妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図ります。 ＜赤ちゃん広場＞ 生後５か月以上１歳未満の児と保護者が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行います。 実施場所　保健センター	大牟田市 子ども家庭課 41-2661 41-2260
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に、乳幼児健康診査を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。 実施場所　市内の委託医療機関	
新生児聴覚検査費助成事業	耳の聞こえにくさを早期に発見することで、早い時期から療育等の適切な支援が受けられ、話す力やコミュニケーション能力が向上します。早期発見のための新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。 実施場所　出産された産科医療機関等	
訪問指導	保健師、助産師等が妊娠期から就学前までの育児支援を必要とする家庭を訪問し、その家庭にあった子育て等の支援を行います。	
歯科健康診査	幼児期からの歯の健康づくりとして、１歳６か月児、３歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図ります。歯科健康相談や歯質の改善のためにフッ化物塗布を実施しています。 実施場所　保健センター	
歯科健康教室	＜乳幼児の歯育て教室＞ 乳幼児と保護者を対象に、むし歯予防の話や歯みがきの指導を行い、家庭での歯の健康づくりを推進しています。 実施場所　つどいの広場（「えるる」1階）ほか	
発達相談事業	＜ことばとこころの相談＞ 言語発達遅滞の疑いや母子の心理的問題に対する心理の専門職による相談等。月6回　予約制 ＜言語聴覚士による相談＞ ことばの面や発達で心配のある子どもや保護者を対象とした言語聴覚士による相談。年6回　予約制 実施場所　保健センター	

◇働きながら子どもを育てるために　産休と育児休業制度

子どもを育てながら働き続けたい労働者に対して、育児休業制度など様々な制度があります。

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
産前産後の休業（産休） －出産をする前と後にしっかり休養－	対象：産前産後の女性労働者 休業中の賃金（給料） 有給か無休かは事業所ごとに異なりますので、それぞれ確認が必要です 無休の場合、健康保険から被保険者に出産手当金が支給されます。 休業期間 産前6週間（双子以上の場合は14週間）産後8週間。 （ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合、医師が支障ないと認めた業務に就かせることは差しつかえありません。） 出産予定日を基準に計算し、出産当日は産前休業期間に含まれます。	大牟田労働基準監督署 53-3987
育児時間－ 仕事をしながらかしこく時間配分－	対象：１歳未満の子どもを育てる女性労働者。 取得できる時間 １日２回、少なくとも各々30分取ることができます。労使協定によって「育児時間を一括して一度に請求もできる」と定められている場合は、勤務時間の始めや終わりに、まとめて１時間取ることも可能です。 ※１日の労働時間が８時間の場合です。労働時間が４時間以内の場合は、１日１回の育児時間の付与で構わないとされています。 育児時間取得中の賃金（給料） 有給か無給かは、事業所ごとに異なりますので、確認が必要です。	大牟田労働基準監督署 53-3987
育児休業 －仕事を続けながら育児に専念するために（1歳未満） （パパママ育休プラスで1歳2ヶ月未満） －	対象： 原則として１歳に満たない子を養育する男女労働者。ただし、日々雇い入れられる者や労使協定で定められた一定の労働者などは対象から除かれます。 休業期間： 原則として子が出生した日から１歳に達する日（誕生日の前日）までの間で労働者が申し出た期間。（両親ともに育児休業を取得する場合は、子が１歳２ヶ月に達するまでの間に１年間。） なお、子が１歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合（保育所に入所を希望しているが入所できない場合等）には、子が１歳６ヶ月又は２歳に達するまで育児休業を取ることができます。 休業中の賃金（給料） 有給か無給かは事業所ごとに異なりますので、確認が必要です。 なお、雇用保険被保険者の場合は、育児休業給付金の支給対象となる場合があります。（22ページをご確認ください。）	福岡労働局雇用環境・均等部（指導課） 092-411-4894 育児休業給付金についてはハローワーク大牟田 53-1551

勤務時間の短縮など（３歳までと小学校就学前まで）	３歳に満たない子を養育する男女労働者は、事業主に請求することにより短時間勤務制度（１日の所定労働時間を原則として６時間とする措置を含む）を利用できます。 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、事業主に請求することにより所定外労働をさせない制度（残業免除）を利用できます。 また、３歳から小学校就学前の子を養育する男女労働者に関しては、事業主は、①始業時刻等の変更、②在宅勤務等、③育児のための所定労働時間の短縮、④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇、⑤保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与の中から、２つ以上の措置を講じる必要があり、労働者は事業主が講じた措置の中から１つを選択して利用することができます。制度の利用の可否については、事業所ごとに確認が必要です。	福岡労働局雇用環境・均等部（指導課） 092-411-4894
時間外労働の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男女労働者は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、その子を養育するために、１か月につき２４時間、１年につき１５０時間を超える時間外労働の制限を請求できます。 ただし、事業主に継続して雇用された期間が１年に満たない者及び１週間の所定労働日数が２日以下の労働者は請求できません。	
深夜業の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男女労働者は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、その子を養育するために、深夜（午後１０時から午前５時までの間の労働）において労働しないことを請求できます。 ただし、事業主に継続して雇用された期間が１年に満たない者、深夜においてその子を常態として保有できる同居の家族がいる者、１週間の所定労働日数が２日以下の者及び所定労働時間の全部が深夜にある者は請求できません。	
子の看護等休暇制度	小学校第３学年修了までの子を養育する男女労働者は、事業主に申し出ることにより、子が１人であれば年５労働日、２人以上であれば年１０労働日を限度として、子の看護等休暇を取得することができます。 子の看護等休暇は、負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話、疾病予防のための予防接種、健康診断、感染症の伴う学級閉鎖等、入園(入学)式、卒園式の参加等の理由で取得できます。なお、有給か無給かは事業所ごとに異なりますので、それぞれ確認が必要です。	
出産手当金	対　象：出産のために会社を休み、賃金を受けられない健康保険の被保険者。 支給額：休業１日につき、標準報酬日額（※）の３分の２に相当する額。 ただし、会社から賃金が支払われた場合、手当金は調整されます。 ※標準報酬日額…健康保険では、保険料や保険給付費の計算をするための基礎として算出されたもの。 支給期間：産休（※）期間内で、会社を休んだ日数分支給されます。 ※　産休・・・出産日（出産予定日より遅れた場合は予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から、出産日の翌日以降 56 日までの産前産後の休業期間。	健康保険被保険者証の発行元(全国健康保険協会、健康保険組合など)

○ 雇用保険の被保険者の場合

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
休業した場合 【育児休業給付金】	対象：復職を前提とした育児休業を取った雇用保険の被保険者。 但し、育児休業開始日等を起点として前２年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月が、12 か月以上あることが必要。 支給額：休業開始時賃金月額の 67％（181 日目からは 50％）が支給されます。（※１）さらに、被保険者が配偶者の要件を満たした上で、育児休業給付金に出生後休業支援給付金として休業期間の日数（28 日が上限）に 13％の上乗せ給付もあります。ただし、支給単位期間中に賃金が支払われた場合、その支払われた賃金と基本給付金の合計が休業開始時賃金月額の 80％を超えて支給されることはありません。 支給期間：育児休業開始日から１歳の誕生日の前々日まで。 但し、保育が実施されないなど一定の要件を満たす場合は、１歳６ヵ月に到達する日の前々日（又は２歳の誕生日の前々日）まで延長される場合もあります。 ※ 詳細はハローワークにお問い合わせください。	ハローワーク 大牟田 53-1551
失業した場合 【求職者給付】	対象： 一般被保険者が離職し失業したとき、原則として離職の日以前２年間に 12 ヶ月以上(特定受給資格者等の場合は１年間に６ヶ月以上)被保険者期間がある場合に求職者給付が支給されます。 ただし、被保険者期間は原則、賃金支払い基礎日数が 11 日以上あるものを１か月として計算する。 支給額：基本手当の日額は、在職中の賃金１日分の 45～80％相当額（上限、下限あり）となります。 給付日数：求職者給付の基本手当の所定給付日数は 90 日から 360 日。 これは、離職時の年齢、被保険者であった期間、離職理由などで異なります。 受給期間：原則として離職日の翌日から１年間です。 妊娠・出産・育児・疾病・負傷等で３０日以上働けない期間がある場合は、最大３年まで延長することができますので、その際はハローワークにお申し出ください。	ハローワーク 大牟田 53-1551



[参考資料]※１支給額 計算式
出生時育児休業給付金の支給額
＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数×67％（181 日めからは 50％）
出生後休業支援給付金の支給額（上乗せ支給額）
＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数×13％
（厚生労働省こども家庭庁 HP より）

○ 社会保険の被保険者の場合

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
社会保険（健康保険・厚生年金保険）の保険料を免除	対　　象　　育児休業法に従った育児休業等期間中の社会保険の被保険者。 免除期間　　育児休業等開始日の属する月から、取得した育児休業等の終了する日の翌日の属する月の前月まで免除されます。 免除期間中の保険資格　　育児休業等期間中も被保険者として取り扱われます。 病気治療などの時には健康保険の給付を受けられます。 また、将来、被保険者の年金額を計算する際は、厚生年金保険料を納めた期間として扱われます。	大牟田年金事務所 52-5294(代表)
育児休業等終了後の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の特例	対　　象　　育児休業等の終了した日に3歳に満たない子を養育している社会保険の被保険者。 育児休業等終了後、育児等を理由に報酬月額が変動した場合に、育児休業等終了日の翌日が含まれる月以後３ヶ月間に受けた報酬月額（支払基礎日数が 17 日未満の月は除く。ただし、短時間就労者及び短時間労働者については別途規定あり。）の平均額により標準報酬月額を決定し、その翌月から改定されます。 これにより、変動後の報酬月額に応じた保険料負担となります。	大牟田年金事務所 52-5294(代表)
３歳未満の子を養育する期間の年金額計算の特例（厚生年金保険）	対　　象　　3歳未満の子を養育する厚生年金保険の被保険者。 対象期間　　3 歳未満の子を養育する期間中の標準報酬月額が、養育を始めた月の前月と比べて下回る期間については、将来受け取る年金額が、子の養育を始めた月の前月の標準報酬月額（低下する前）により計算される特例制度です。	大牟田年金事務所 52-5294(代表)
すくすくローン（出産・育児支援資金融資制度）	対　　象　　次の条件にすべて該当する人。 １．福岡県内に事業所のある中小企業（常用従業員 300 人以下）に１年以上勤務している人。ただし、出向や転籍など自己都合によらない転職の場合は、１年未満でも対象となります。 ２．福岡県内の同一住所に１年以上居住している人。ただし、結婚、転勤、住宅購入などのやむを得ない理由の場合は、１年未満でも対象となります。 ３．前年度税込み年収が１５０万円以上の人。 ４．（一社）日本労働者信用基金協会の保証が得られる人。 ※金利のこと等詳細については、下記の問い合わせ先にお尋ねください。 融資金額　　３００万円以内　　取扱金融機関　九州ろうきん	九州ろうきん大牟田支店 53-4414

◇働きたい人の就業準備＆仕事探しを応援する機関等

もうそろそろ働きたいと考えていても、しばらく仕事から離れていると、次の就職が心配。そんな不安をお持ちの方も、まずハローワークに相談してみましょう。きっと、あなたの希望に合った仕事探しの心強い味方になってくれます。

※　ハローワークは国の機関です。職業相談・紹介のサービスや求人情報の提供、及び講座、セミナーなどは無料で利用できます。

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
ハローワーク（公共職業安定所）	ハローワークでは就職までのステップに合わせて各種支援策を用意しています。 ○自己分析・労働市場分析 ・ジョブカードの作成案内 ・労働市場情報の提供 ○条件決定 ・窓口における職業相談（オンラインによる相談も行っています。） ・職業訓練に関する相談 ○求人を探す ・窓口や求人情報検索パソコン（使い方は簡単です。）による求人検索（求人の内容や応募条件等、希望する上で不明な点がある場合などには、窓口職員が求人事業所に確認します。） ○応募準備 ・履歴書・職務経歴書の書き方、面接の受け方などのセミナーを開催 ・窓口での相談の中で採用担当者の目線に立ったアドバイスを実施 ○応募 ・求人の応募状況を確認 ・企業への面接日程調整を行った上での紹介状の発行 ・実際に提出する履歴書・職務経歴書に対するアドバイス ・面接対策に関する事前のアドバイス ○採用決定	ハローワーク大牟田 53-1551 詳しくはHPもご覧ください。
マザーズコーナー	子育てをしながら就職を希望している方に対して総合的かつ一貫した就職支援を行っています。 ○ 求人情報検索パソコン・キッズコーナーを設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備しています。 ○ 担当者制による職業相談を実施します。(オンラインによる相談も行っています) ○ 地方公共団体等との連携により保育所等の情報を共有しています。 ○ 託児サービス（原則木曜日、予約制）があり、安心して職業相談ができます。	ハローワーク大牟田 マザーズコーナー 53-1551

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
福岡県ママと女性の就業支援センター （R6.4.1 より）	子育て中の女性などに対し、就業と育児に関する総合的な支援を実施します。※事前に予約が必要です。 （予約は､ママと女性の就業支援センター筑後）(0942-38-7579)（右記） ・就業につながる情報の提供と個別就業相談 ・就職に向けたセミナーの実施 ・子育て中の女性が就労可能な条件の企業を開拓し、求職者に対する個別の就職斡旋（民間の職業紹介事業者に委託） 出張相談　R7 年度は保健センター「らふる」(第 2 木曜日 13:30～15:30)	筑後労働者支援事務所内 久留米市合川町 1642-1 0942-38-7579 平日 8:30-17:15
ひとり親サポートセンター	ひとり親家庭、寡婦の方及び離婚を考えている方を対象に、就業相談から技術習得のための講習会、求人情報提供などの一貫した就業サービスと養育費相談等の生活支援サービスを提供し、ひとり親家庭等の自立を総合的に支援します。	
	【久留米センター】 業務内容　就業相談,就業支援講習会,求人情報提供,養育費相談等 利用時間　月～金曜　9 時～17 時 土曜(9 時 ～17 時)は、電話相談対応を受けます。 （ただし、祝日、年末年始を除く） ※就業支援講習会の内容や日程は､大牟田市子ども家庭課(℡41-2661)にお尋ねください。「広報おおむた」でもお知らせします。	久留米市城南町 15-3 久留米市役所 2F 久留米市ジョブプラザ内 0942-32-1140
	【春日センター】 ＜養育費電話相談＞ 専門相談員が養育費に関する質問にお答えします。 対象者　ひとり親家庭、離婚協議中の方 利用時間　月～金曜　9 時～17 時（ただし、祝日、年末年始を除く） 土曜　9 時～16 時 第 1,3 日曜日　9 時～16 時 ＜弁護士による無料法律相談＞ 養育費の取り決めや履行確保等についての法律相談ができます。 開催日は、大牟田市子ども家庭課(℡41-2661)にお尋ねください。「広報おおむた」でもお知らせします。 相談希望者は、相談日の前日までに予約が必要です。１人あたりの相談時間は約 30 分です。 ＜養育費・ひとり親 110 番＞ 弁護士による集中電話相談を毎月 1 回開催しています。相談日や電話番号等についての詳細は「広報おおむた」にてお知らせします。 ※就業支援講習会の内容や日程は、大牟田市子ども家庭課(℡41-2661)にお尋ねください。「広報おおむた」でもお知らせします。	春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 6 階 092-584-3931

◇子育ておよびひとり親家庭支援制度

<table>
<tr><th colspan="2">名称</th><th colspan="3">児童手当</th><th>児童扶養手当</th></tr>
<tr><td colspan="2">申請窓口</td><td colspan="3">大牟田市子ども家庭課(41-2661)</td><td>大牟田市子ども家庭課(41-2661)</td></tr>
<tr><td colspan="2">対　　象</td><td colspan="3">高校生世代までの児童を養育している父母等。</td><td>母(父)子家庭の母(父)、父(母)が法令に定める程度の障がいの状態(年金の障がい等級1級程度)にある家庭の母(父)、母又は父に代わって児童を養育している人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請基準</td><td>収入基準</td><td colspan="3">所得制限なし</td><td>所得制限あり</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td><td>(本人)208万円(扶養義務者)236万円を基準に扶養親族1人につき38万円加算した所得額未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請方式</td><td colspan="3">随時</td><td>随時</td></tr>
<tr><td colspan="2">援助期間</td><td colspan="3">18歳に達する日以後の最初の3/31まで</td><td>18歳に達する日以後の最初の3/31まで
(障害者は20歳未満)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">援助項目

※金額は上限</td><td>児童の年齢</td><td colspan="2">手当月額</td><td>手当月額　2026(R8)年/4月～</td></tr>
<tr><td>3歳未満</td><td>15,000円</td><td rowspan="2">第3子以降
30,000円</td><td>児童１人</td><td>11,340円～48,050円</td></tr>
<tr><td>3歳以上～
18歳年度末</td><td>10,000円</td><td colspan="2">2人以上は、１人5,680～11,350円加算</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">※「第3子以降」とは、大学生年代（18歳年度末から22歳到達後の最初の3/31まで）の養育している子から年齢順に数えて3人目以降となる支給対象の子をいいます。</td><td colspan="2">手当月額は所得額に応じて決まります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※児童扶養手当を受給されている場合はＪＲ通勤定期を3割引で購入できます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">振込</td><td colspan="3">4月、6月、8月、10月、12月、2月
（各月の9日）</td><td>5月、7月、9月、11月、1月、3月
（各月の11日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td><td>※手当を受けてから５年以上等を経過したものについては、半額に減額する場合もあります。
ただし、所定の手続きで継続可能です。</td></tr>
</table>

名称		ひとり親家庭等医療費支給制度	県営住宅の優遇措置	市営住宅の優遇措置
申請窓口		大牟田市子ども家庭課(41-2661)	福岡県住宅供給公社	大牟田市営住宅管理センター(41-0123)
対　　象		母子家庭の母及びその子、父子家庭の父及びその子、父母のいない子等が病院にかかったときの医療費の一部を助成	ひとり親世帯等の人を対象とした抽選倍率の優遇	6回以上落選した世帯やひとり親世帯の人を対象とした抽選倍率の優遇
申請基準	収入基準	所得制限あり	所得制限あり	所得制限あり
	その他	(本人)208万円(扶養義務者)236万円を基準に扶養親族1人につき38万円加算した所得額未満	資格要件あり	資格要件あり
申請方式		随時	定期募集　年3回 ポイント方式　年2回	年3回
援助期間		18歳に達する日以後の最初の3/31まで		
援助項目 ※金額は上限		定額の自己負担分を差し引いた額を助成 通院　1医療機関あたり 800円/月 入院　1医療機関あたり 500円/1日 1ヶ月最大3,500円まで(1日500円×7日分)	収入が著しく低額になったとき等、一定の期間家賃を減額する制度あり	家賃の減額免除制度あり ※詳細は大牟田市営住宅管理センターへ
		※県内受診の場合、「健康保険の資格確認ができるもの」と「医療証」を医療機関窓口に提示し、　ひとり親家庭等医療の自己負担を支払います。 ※県外受診の場合、「健康保険の資格確認ができるもの」を医療機関窓口に提示し、保険診療分の自己負担額(通常3割)を支払い、後日子ども家庭課に払い戻しの申請が必要です。		
備考			問い合わせ先 福岡県住宅供給公社 大牟田出張所　0944-51-3500	営業時間 8:30～17:30 日、祝日及び年末年始は除く

<table>
<tr><th colspan="2">名称</th><th>子ども医療費支給制度</th><th>健康診査等諸制度</th></tr>
<tr><td colspan="2">申請窓口</td><td>大牟田市子ども家庭課(41-2661)</td><td>大牟田市子ども家庭課
(41-2661)（41-2260)</td></tr>
<tr><td colspan="2">対　　象</td><td>中学校3年生までの児童</td><td rowspan="2">＜妊娠時＞
・母子健康手帳交付
・妊娠健康診査受診券交付(14回分)
・多胎妊婦健診追加助成
・妊婦歯科健診　・妊婦訪問
・パパ・ママ育児専科

＜出生以降＞
・赤ちゃん訪問
助産師や保健師が訪問し、子育ての相談に応じます。

・先天性代謝異常等検査
・新生児聴覚検査
・産婦健康診査
・4か月,10か月　児健康診査
・1歳6か月　児健康診査、
歯科健康診査
・3歳児健康診査、
5歳児健康診査、歯科健康診査
・乳幼児精密健康診査
〇育児支援事業
・育児相談(面接,電話,家庭訪問)
・マタニティ＆ママのほっとスペース
・乳幼児の歯育て教室
・赤ちゃん広場
・ことばとこころの相談
・言語聴覚士による相談
・こどもアレルギー教室
・離乳食教室
・１歳６か月児栄養相談・指導
・３歳児育児栄養相談・指導</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請基準</td><td>収入基準
その他</td><td>大牟田市はH28年10月から所得制限を超過した人にも助成しています。(備考欄 ※参照)</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請方式</td><td>随時</td></tr>
<tr><td colspan="2">援助期間</td><td>中学生まで</td><td>離乳食教室については、健康づくり課(41-2668)へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">援助項目

※金額は上限</td><td>医療機関等での保険診療分の自己負担の一部について助成します。　自己負担額はいずれもひとつの医療機関ごと、1か月ごとの金額です。
対象者には「医療証」を交付します。
R7年1月受診分からの自己負担額
<table><tr><th>区分</th><th>入院</th><th>通院</th></tr><tr><td>0歳以上就学前</td><td rowspan="2">無料</td><td>無料</td></tr><tr><td>小・中学生</td><td>500円/月</td></tr></table>〇県内受診の場合は、「健康保険の資格確認ができるもの」と「医療証」を医療機関窓口に提示し、子ども医療の自己負担額を支払います。
〇県外受診の場合は、「健康保険の資格確認ができるもの」を医療機関窓口に提示し、保険診療分の自己負担額（通常3割、小学就学前の児童は2割）を支払います。後日、子ども家庭課で払い戻しの申請が必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td>※子ども医療費は福岡県と大牟田市共同で助成しており、県の助成対象かを判断するため、手続きの際に地方税関係情報に関する同意書への記入をお願いする場合があります。</td></tr>
</table>